

請 願 書

【件名】 「(仮称) ボートピア津幡」誘致の賛否を問う住民投票条例制定を求める請願

【要旨】 国土交通省の許認可がされていない現在、「(仮称) ボートピア津幡」誘致の賛否を問う住民投票条例を制定されたい

【理由】 私たちは、「(仮称) ボートピア津幡」の誘致中止を求めて、再三にわたり町長に要望し、議会に請願してきました。そのたびに町長は「地元が要望し、議会が決めた」とし、議会は「町財政に貢献」などを理由に、私たちの願いを退けてきました。しかし、パブリックコメント制度を導入した現在、民意を問うことは重要であり、当然のことです。

よって、ここに「(仮称) ボートピア津幡」誘致の賛否を問う住民投票条例の制定を求めます。
以上、地方自治法第 124 条の規定によって請願します。

2008 年 5 月 22 日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願者 津幡町・市民グループ「風」世話人

紹介議員 津幡町議会議員 前田幸子

中村一子

請 願 書

【件名】「(仮称) ボートピア津幡」について町民への説明会を求める請願

【要旨】「(仮称) ボートピア津幡」の、メリットや安全性、及び行政間協定について、町民へ説明会の開催を求める。

【理由】平成17年5月に舟橋地区でボートピア誘致を決定し、その後、平成18年6月町議会において「舟橋地区と業者からの請願」が採択され、すでに2年間が経過している。しかし、これまで町民への説明会が無く、行政間協定が結ばれた現在も未だその内容が明らかにされず、町民は不信を募らせている。「(仮称) ボートピア津幡」のメリットやデメリット、安全性、行政間協定等の詳細な内容について町民への説明会開催を求める。

以上、地方自治法124条の規定によって請願します。

2008年5月22日

津幡町議会議長 谷口 正一 様

請願者 津幡町・市民グループ 「風」 世話人

紹介議員 津幡町議会議員 前田幸子

中村一子